

# 高石市教育委員会定例会会議録

(令和2年12月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	令和2年12月16日 午後3時00分
閉 会	令和2年12月16日 午後4時10分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 上 田 豊 明 教育部こども未来室長 : 神志那 隆 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 社会教育課長代理 兼青少年対策班長 兼たかいし市民文化会館長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 学校教育課 教育研究センター所長 : 杉 原 敦 史 こ ども 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 教 育 総 務 課 主 事 : 中 阪 三 明

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 令和3年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定について

学校教育課長	<p>議案第1号令和3年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定について説明します。</p> <p>本議案は、高石市教育委員会通則第2条第1項第4号の規定により、本定例会の議決をいただきたく提案するものです。</p> <p>2ページから4ページにおいて、令和3年度高石市立小中学校教職員人事の基本方針を、5ページ以降に取扱い上の留意事項についてをお示しさせていただいておりますけれども、双方とも昨年度のものから内容について、特に新たな変更点等はありません。</p> <p>本市としては、教職員の人事については、この基本方針及び取扱い上の留意事項に基づき、引き続き人材育成を図り、各学校においては教職員の年齢別、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力、人間関係等も配慮し、それぞれの学校に適合する教職員を配置したく考えています。</p> <p>また、新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については、6年を目処にして教育経験を豊かにさせるために計画的な異動等を行い、</p>
--------	--

	現任校で7年以上勤務する者については、10年を目処にして計画的に異動を行い、さらに、校長及び教頭の人事については、年功序列や性別、学歴等にとらわれることなく、広域的な人事交流に十分配慮しつつ、指導力、適正等を勘案して配置していきたいと考えています。
西中委員	本市で勤務年数が10年以上の者を云々とあるんですけれども、これは何人ぐらいいるんですか。
学校教育課長	本年度、初任で6年目と2校目以降で10年目を迎える者は、双方で小・中合わせておよそ30名程度おります。初任での4年目以上と2校目での7年以上の調査はしていませんけれども、その3倍程度の方はいると考えていただいて結構かと思います。
西中委員	教育委員会の指示に従わず残留するような教職員はいないということでもいいんですか。
学校教育課長	これについては、府の教職員の人事異動の要領に載っており、全員が府費負担の教職員ですので、10年目での異動ということ徹底しています。
吉村委員	男女共同参画社会ということで、女性の優秀な方をどんどん登用しましょうというのが書いておられますけれども、最近の教員の応募状況で男女比はどうなんですか。
学校教育課長	大阪府の教員採用試験における男女比というのは、今、数値を持ち合わせておりませんが、小学校がやはり女性が少し多くて、中学校は男性が多いという傾向が従来からあります。
吉村委員	大学の教育学部とかの男女比は最近女性が多いとか、医学部はもう半分ぐらい女性になっているけれども、教員はどうなんですか。
学校教育課長	大学の男女比は、申し訳ありませんけれども、把握していません。
西中委員	今の件に関連してなんですけれども、管理職志向が全国的に非常に、管理職というのはしんどい割には報われないということで、従来と比べて希望する教員が少なくなっているという傾向が全国的にあるんですが、本市の場合はどうでしょうか。それともう1点は、広域人事で他市町村といろいろ交流を図っていると思います。あれは何かルールの下に行っているんですか。その2点をお願いします。
学校教育課長	まず、管理職の男女比と希望する者との件ですけれども、今現状の小・中学校の管理職でいいますと、一時期、女性の管理職が多かった時期より比べては少し減少しています。ただ、今年度さらに学校管理職等を目指していくという志望を持っておられる方が、何名とはここでは詳しく申し上げませんが、女性の方もかなり受けていただいている状況です。これは校長試験、教頭試験だけではなく、それ以外でも、首席の試験であったり、指導教諭の試験であったりというのも含めると、かなり女性の方も本年度受けていただいている状況でございますので、今後、男女の比率のほうは平等になっていっていただきたいな考えています。 また、広域人事のルールですけれども、これにつきましても、府の要領であったりとか定められており、基本的に様々な広域異動のルールがあります。例えば、高石市から泉北地区内、泉北地区外への赴任、または府立学校への赴任、また、近隣の政令指定都市である大阪市、堺市、近隣の他府県であります和歌山県であったりとか、それぞれ個別にルール設定がされておまして、高石市から出る場合には、当然ながら向こうのルールに合わせた形での方法を取らせていただきます。 また、大阪府内で高石市を志望してくださる先生方も来られておりますので、そういった方々につきましても、このルールに沿って面接

	等をして、その調書等から人となりを把握しまして、異動のほうを決定しているという形になります
西中委員	広域人事の対象者になるというのはやっぱり本人の希望ですか。結局、高石市に来たいとか、あるいは高石市を出たい、他市へ行きたいとか、そういうのは本人の希望が一義的に尊重されるというふうに考えたらいいんですか。
学校教育課長	まず、本人の希望が基本ですが、本人の希望を受けて、学校長及び教育委員会の推薦等を踏まえて応募していく形になります。
採決	可決

・ 議案第 2 号 高石市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

社会教育課長	議案第 2 号、高石市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、説明します。 本議案は、本年 12 月末までに高石中学校、高南中学校、取石中学校の体育館に空調機器が設置されるに当たり、学校開放事業において、利用者が空調を利用する際の実費を新たに規定するものです。 なお、施行期日については、令和 3 年 1 月 1 日としています。
西村委員	小学校、中学校の体育施設の開放なんですけれども、実際どれぐらい、どういう団体に開放されているのかというのを教えていただけますか。
社会教育課長	事前に団体登録していただいた市内の団体になります。今回は空調設備が設置されるのが中学校だけですけれども、現在、体育館利用団体は実質 1 団体しかありません。中学校の体育館開放は、学校のクラブのほうで使われることが多くなっているが現状となっています。 小学校も運動広場でしたら、キックベースボールや少年野球とかが、よく使われますけれども、体育館は運動広場ほど活用がないと感じています。
西村委員	体育館全体を冷房、暖房をかけるかどうかだと思えるんですけれども、一度に 2 つの団体が使用したりすることはないのかなと思ったんですが。
社会教育課長	基本的に利用団体は、1 団体に限っています。
西中委員	これ、4 時間使ったら 6,000 円要るわけですね。地域でいろんな活動をするときに、小学校は結構いろんな形で使っているケースが多いんですね。そうやってきたらかなりの負担になるんですが、これは別に冷暖房はつけなくてもいいわけですか。
社会教育課長	これは、あくまで実費徴収ということですので、使う使わないというのは利用者の自由ですので、別に不要であるならば、使わないという選択はあります。
西中委員	申し込むときに、使うと申請したらその分を払うということになるんですか。
社会教育課長	空調機器の使用方法なんですけれども、これはカードで、例えば病院に入院されたときのテレビカードみたいに、カードを挿入したら通電するようになっており、学校開放事業の利用者の方に事前にこのカードを社会教育課で購入していただいて、空調を利用していただく仕組みとなっていますので、不要であれば、別にカードを購入しなくても結構かと考えています。
西中委員	分かりました。
採決	可決

・議案第3号 高石市社会教育委員の解職並びに委嘱について

社会教育課長	<p>議案第3号、高石市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について説明します。</p> <p>本議案は、12ページに記載のとおり、高石市PTA連絡協議会会長の異動に伴い、本日、令和2年12月16日付で西村朋恵氏を解嘱し、また、社会教育法第15条第2項及び高石市社会教育委員条例第4条第2項の規定に基づき、西村氏の後任としまして七野大一氏を委嘱いたしたくお諮りするものです。</p> <p>なお、委嘱日については、令和2年12月17日、任期については、令和3年3月31日までとなります。</p>
採決	可決

・報告第1号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>報告第1号、市長からの意見聴取について説明します。</p> <p>令和2年第4回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められました一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のうち、教育委員会に係る部分については、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき、教育長が異議ないものと臨時に代理されましたので、その旨報告するものです。</p> <p>この条例の内容については、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与改定があったことに伴い、特別職の給与改定が行われたものです。</p> <p>17ページの第3条において、特別職の職員の給与に関する条例の改定で、期末手当の支給率が「100分の220」から「100分の215」に改めるとい改定が行われ、さらに、第4条において、令和3年4月1日からは期末手当の支給率が「100分の215」から「100分の217.5」に改めるとい改定です。</p>
木寄教育長	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	<p>本件は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、23ページ記載の社会教育課10件の報告をするものです。</p>
木寄教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	<p>令和2年11月11日から令和2年12月15日までの当教育委員会関係諸行事について、各課より報告。</p>
木寄教育長	承認する。